

改正

平成8年9月2日告示第100号
平成10年9月6日告示第89号
平成11年9月3日告示第125号
平成12年3月31日告示第33号
平成13年8月2日告示第90号
平成15年8月19日告示第100号
平成17年3月31日告示第75号
平成27年3月19日告示第33号
平成28年9月5日告示第287号

沼津市技能功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この表彰は、永く同一の職業に従事する功労顕著な技能者の社会的・経済的地位の高揚及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 この表彰は、沼津市内に居住し、主として市内で職業に従事している技能者で、次に該当する者とする。

(1) 技能者として、同一職業に30年以上従事している者で、年令満55歳(11月1日現在)以上の者

(2) すぐれた技能を有し、引き続きその職業に従事する者で、後進の模範と認められるもの又はこれに準ずると認められる者

(技能職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、次のとおりとする。

(1) 別表に定める職種

(2) その他前号に準ずる職種

(選考委員会)

第4条 表彰を受ける者(以下「被表彰者」という。)及び表彰に関する事項について意見を徴するため、沼津市技能功労者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織、運営、その他必要な事項は、別に定める。

(選考の方法)

第5条 各技能職団体は、表彰基準に該当する者がいるときは、沼津市技能功労者表彰推薦書(第1号様式)に本人の履歴確認書(第2号様式)を添えて、市長に推薦するものとする。

2 市の関係部局長又は関係団体の長は、前項の規定により推薦された者のほか表彰基準に該当する者がいるときは、前項の規定に準じた手続により、市長に推薦できるものとする。

3 市長は、前2項の推薦を受けたときは、その内容を精査の上委員会に付議し、その意見を参考にして被表彰者を決定するものとする。

第6条 この表彰は、「勤労感謝の日」にあわせ市長が毎年11月中に行い、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈るものとする。

2 表彰を受けるべき者が、表彰日以前に死亡したときは、前項の規定に準じてこれを追彰する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年9月2日告示第100号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成10年9月6日告示第89号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成11年9月3日告示第125号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日告示第33号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年8月2日告示第90号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成15年8月19日告示第100号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成17年3月31日告示第75号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月19日告示第33号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年9月5日告示第287号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

建築大工 鳶職 左官 石工 レンガタイル工 畳職 建具職 表具師 建築板金職 造園師
屋根職 電気工事士 配管工 塗装看板工 クリーニング職 鍼・灸マツサージ師 美容師 理容
師 洋服裁縫師 和裁師 染物洗張職 自転車修理職 整備士 塗装钣金工 鉄工 製材工 寝具
職 家具職 履物製造職 折箱製造職 ガラス職 桶樽製造職 木型工 鋸目立職 印章彫刻師
時計修理工 宝飾加工師 写真師 印刷工 水産物加工職 調理師 製菓技術師 豆腐製造職 製
麺職 納豆製造職 柔道整復師 めっき工 歯科技工士 食肉技術職 バーテンダー

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）